

事務事業調整 一覧表

No.	調整項目	調整方針概要
総務人事分科会		
1	情報公開	<p>情報公開の理念 村上市の例により調整し、合併時に条例制定する。</p> <p>市長の資産等の公開 村上市の例により調整し、合併時に条例制定する。</p> <p>個人情報の保護対策 各市町村の現行条例を基に調整し、合併時に条例制定する。</p>
2	町内会・自治会	<p>行政機関との連携体系及び防犯組織の再編 村上市の例（市内各地区〈村上・瀬波・岩船・上海府・山辺里〉の地区組織を構成し、その上で集合体としての組織を構成する形態）により、合併時まで調整する。</p> <p>嘱託員報酬等 合併時は現市町村の制度・報酬等を適用し、3年以内に制度全体（報酬等含む）についての見直しを行う。なお、合併時における職務内容の改廃に伴う報酬等の調整は行わない。</p>
防災交通分科会		
3	地域防災	<p>地域防災計画（水防計画） 合併時には各市町村の防災計画を新市の計画とし、合併後すみやかに新市の地域防災計画を策定する。</p> <p>自主防災組織 自主防衛組織の育成のため資機材等購入補助などを実施する。 補助は、10万円を限度に1/2とする。</p>
4	交通安全	<p>交通安全協会 各支部組織は、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務局は、旧市町村ごとに設置する。</p>
企画広域分科会		
5	各種計画	<p>総合計画の策定 新市に移行後、速やかに策定する。</p> <p>過疎地域自立促進計画 合併時までに県との協議を進め、新市の議会で議決を得る。</p> <p>山村振興計画 現行の内容のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>辺地整備計画 合併後に策定する。</p>
6	広報広聴	<p>編集体制 本紙については毎月1日、お知らせ版については、毎月1日及び15日に発行する。編集体制の充実を図る。</p> <p>声の広報 村上市が実施している方法で継続し、合併後行政の支援を充実させ全域対応を目指す。</p> <p>住民懇談会 合併後、旧市町村単位、町内集落単位、団体単位等できる限りきめ細かな開催に努める。</p>
7	男女共同参画社会計画	<p>村上市の計画を基本にし、合併後、新たな計画を策定する。</p>
8	地域間交流	<p>姉妹都市の締結 継続する方向で、合併前に提携の意思を確認し、締結する。</p>
9	地域振興	<p>嫁婿対策 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、速やかに調整する。</p> <p>集落センター新築・補修助成 現行のまま新市に引き継ぎ、別紙のとおり3年を目途に統一する。ただし、新市が事業主体となるものは除く。</p>
住民分科会		
10	戸籍事務	<p>戸籍事務の範囲 本庁では、郵送分届書処理・決済処理・戸籍訂正等・郵便請求・通知処理・人口動態・相続税法通知・附票処理等。 各支所では、証明書交付・持参届出書受理・届書入力業務。</p>
11	住民基本台帳ネットワーク	<p>カードの利用 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。</p>

No.	調整項目	調整方針概要
1 2	窓口事務	各種証明書等の発行に関すること 一部手数料の異なる証明については、村上市の例により調整する。 行政証明の範囲については、合併時までに協議会で調整する。 窓口延長 当分の間は現行体制で実施するが、新たな窓口サービスの実施により本庁での延長窓口一本化を検討する。 台帳保管事務 各支所において同様の住民サービスを提供するため、台帳の集中管理と証明書交付に係る機器の整備を行う。
1 3	人権擁護委員の選任	合併後、法務局・委員協議会と協議を進めながら地域バランスを踏まえ、定員数維持を上申する。
母子児童援護分科会		
1 4	各種団体等に対する補助	戦没者遺族会に対する補助 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。 社会福祉協議会運営費補助 合併時までに、社会福祉協議会の統合を図る。補助金については協議会の新体制や事務事業を考慮しながら調整する。
1 5	母（父）子福祉	県親（ひとり親）家庭医療助成 県制度により事業を実施する。ただし、荒川町の圃場整備事業の換地清算により助成停止となった者に対する単独の助成を平成21年度まで行うものとする。 母子福祉会 村上市の例（補助金50,000円）により、合併時までに調整し、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。
1 6	保育園	通常保育時間 8時間保育とし、山北町の例により調整する。 平日/午前8時～午後4時 土曜日/午前8時～11時30分 ただし、土曜日午後の保育事業については、新市において 実施の方向で検討する。 早朝保育 山北町・荒川町の例により調整する。7時30分～8時00分まで実施する。 延長保育 平日/午後6時30分まで実施する。 乳児保育 村上市の例により合併時までに調整する。4ヶ月以上1歳未満の乳児を対象として実施する。 障害児保育 手帳の所持にこだわらず、心身に障害もっている概ね3歳以上の児童に対し実施する。 一時的保育事業 村上市の例により合併時までに調整する。 4ヶ月以上の未就園児童を対象とし、利用日数は月7日以内で実施する。 園児送迎等マイクロバス運行事業 合併後、新市において運行基準を定め、専用マイクロバスとワゴン車を適正に配置し、園児の安全な送迎を行う。 誕生日で3歳になる園児以上を対象とする。 園児送迎等タクシー委託事業 山北町で行っているが、マイクロバス等の運行が充実することから、合併時に廃止の方向で調整する。
1 7	学童保育所	開設時間は、平日は放課後から午後6時30分まで学校の休業日は午前7時30分から午後6時30分までとし、利用料は月額5,000円（おやつ代別）とする。
1 8	児童館	現行のまま新市に引き継ぐ。（村上市のみ設置）
1 9	子育て支援	特別保育事業 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において拡充を図る。 出生祝金制度 現行制度は合併時に廃止する。
2 0	医療費助成	乳児医療費助成 現行のまま新市に引き継ぐ。（全市町村とも県事業で実施）

No.	調整項目	調整方針概要
	医療費助成	<p>幼児医療費助成 合併時までに山北町の例により、県制度を基本とし、単独上乘せ事業を行う。 (1)対象：入院、通院とも就学前 (2)所得制限：なし (3)支給方法：現物給付 (4)一部負担金に対する助成：なし</p>
高齢障害分科会		
2.1	高齢者福祉	<p>寝たきり老人等介護手当支給事業 神林村の例（寝たきり高齢者等1人につき月額3,000円、ただし特別障害者手当、障害者年金等の受給者を除く。）により、合併時までに調整する。 シルバーハウジング生活援助員派遣事業 現行のまま新市に引き継ぐ。 外出支援サービス事業 福祉車両所有の町村（朝日村・山北町）は当面このままで実施を続ける。要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者及び重度の障害者等が通院時にリフト及びストレッチャー付タクシー利用の場合、タクシー券（基本料金×往復×月1枚）を発行する。 寝具等乾燥消毒サービス事業 現行どおり月1回の利用とするが、利用料金は1割負担の方向で合併時までに調整する。 軽度生活支援サービス事業 村上市の例により合併時までに調整する。 生きがい活動支援通所サービス事業 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に制度の見直しを図る。 要介護老人安否確認事業 民生委員、老人クラブ等ボランティアの育成強化を図り、合併後、1年間を目途に統一した制度を整備する。 緊急通報体制等整備事業（老人分） 合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、電池交換費用は自治体負担とする。 老人日常生活用具給付等事業 村上市の例により調整する。 高齢者住宅整備補助事業 現制度のまま新市において実施の方向で調整する。 外国人高齢者福祉手当 荒川町の例により調整する。</p>
2.2	敬老祝事業	<p>敬老祝品事業 合併時までに米寿、白寿、101歳以上の該当者に祝品支給の方向で統一した制度を整備する。 米寿（88歳） 5,000円 白寿（99歳） 10,000円 101歳以上 10,000円 敬老会祝事業 合併時までに新たな方向で調整する。当該年度に満75歳を迎える年齢以上を対象者とする。費用は1人あたり1,500円とする。 長寿祝い金事業 朝日村の例により、合併時までに調整する。満100歳該当者には現金20万円を支給する。 高齢者表彰 合併時までに、廃止の方向で検討する。表彰制度をやめ、敬老祝品品贈呈時に祝状を添えるものとする。</p>
2.3	各種団体等に対する補助（高齢者福祉）	<p>老人クラブ助成事業 単位老人クラブはそのまま継続し、補助金については県の補助規定に基づき実施する方向で合併時までに調整する。 老人クラブ連合会補助事業 各市町村の連合会はそのままとし、上部組織として協議会を組織化し老人クラブ連合会の統一を図る方向で、新市に移行後速やかに調整する。 シルバー人材センター運営補助事業 合併後、シルバー人材センターの統合を推進し、また新市においても補助事業を継続して実施するものとする。</p>
2.4	心身障害者福祉	<p>重度心身障害者医療費助成事業 県制度により事業を実施。ただし、荒川町の圃場整備事業の換地清算により助成停止となった者に対する単独の助成を平成21年度まで行うものとする。</p>

No.	調整項目	調整方針概要
	心身障害者福祉	<p>訪問入浴サービス事業 村上市の例により、合併時までに調整する。</p> <p>特殊障害者器具装備費助成事業 荒川町・神林村・山北町の例により合併時までに調整する。 装具購入費用の2分の1を補助する。</p> <p>自動車改造費助成事業 障害者自立支援法の地域生活支援事業に移行するが、現行の村上市の例により実施の方向で調整する。</p> <p>障害者住宅改造費補助事業 全市町村とも事業内容が同一なので、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>バリアフリーまちづくり事業 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>福祉タクシー利用料金助成事業 合併時までに、社会福祉協議会委託を廃止し直営で行う。 対象者は身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級とする。</p> <p>福祉手当（単独事業） 神林村の制度を基準とし、在宅で身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方を対象とし、受給資格は所得税非課税者であって、公的年金及び手当等の支給を受けていないことを条件に、年1回支給する方向で統一する。</p>
25	各種団体等に対する補助（心身障害者福祉）	<p>身体障害者福祉会補助金 合併後、身体障害者福祉会の統合を推進する。 新市においても補助事業を継続する方向で調整する。</p> <p>手をつなぐ育成会補助金 合併後、手をつなぐ育成会の統合を推進する。 新市においても補助事業を継続する方向で調整する。</p>
保健衛生分科会		
26	地区組織活動	<p>母子保健推進員 合併時、新市の組織としては、廃止し、報償等の助成は行わない。</p> <p>健康づくり推進員、衛生自治会、保健推進員 合併時、新市の組織としては、廃止し、報償等の助成は行わない。</p>
27	健康教育	現行のまま新市に引き継ぐ。
28	基本健康診査	平成20年度からの新しい法律に基づいて実施する。
29	各種がん検診	<p>胃がん検診 朝日村の例により、合併時までに調整する。30歳以上対象、70歳以上は無料。</p> <p>大腸がん検診 村上市の例により、合併時までに調整する。40歳以上対象、70歳以上は無料。 高齢者からも容器代を負担してもらう。</p> <p>肺がん検診 村上市・朝日村の例により合併時までに調整する。40歳以上で胸部レントゲン撮影時、喫煙・職歴等にチェックのあった方を対象。70歳以上は無料。</p> <p>子宮がん検診 合併時までに、新たな方向で調整する。20歳以上対象、70歳以上無料。 2年に1回、車検診・施設検診の両方を実施する。</p> <p>乳がん検診 合併時までに新たな方向で調整。40歳以上の女性を対象。70歳以上無料。2年に1回の間隔で集団検診と施設検診を実施する。</p> <p>前立腺がん検診 合併時までに、新たな方向で調整する。50歳以上の男性を対象。70歳以上も自己負担。 基本健診の対象者に対して実施する。</p> <p>ヘルカルCTがん検診 神林村のみのモデル事業で、20年度まで引き続き実施する。その後再検討する。</p>
30	胸部レントゲン撮影	現行のまま新市に引き継ぐ。結核検診は65歳からを対象。肺がんレントゲン検診は40歳以上を対象に無料で実施する。

No.	調整項目	調整方針概要
3 1	各種乳幼児健診等	乳児健診 合併時までに新たな方向で調整する。4ヶ月児集団健康診査、7ヶ月児個別健康診査、9～10ヶ月児健康相談とする。 幼児健診 神林村の例により合併時までに調整する。 ・1歳6ヶ月児・3歳児 健康診査、小児科、歯科・2歳児歯科健診、個別相談
3 2	母子訪問指導	合併時までに、新たな方向で調整する。健診後のフォローは地区担当保健師が実施する。新生児期～2ヶ月児の間に乳児訪問指導を実施する方向で調整する。
3 3	妊産婦健診助成	全市町村同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。
3 4	障害児療育支援	合併時までに新たな方向で調整する。小児精神科医等に委託して、年6回の育児相談会を実施する。
3 5	乳幼児予防接種	集団接種 合併時までに新たな方向で調整する。ポリオは集団で法定どおり実施し、他の接種は個別接種とする。 個別接種 合併時までに新たな方向で調整する。予防接種法に基づき、BCG・三種混合・MR・麻疹・風疹・日本脳炎を個別接種する。
3 6	予防接種健康被害調査委員会	合併の前日に規約を廃し、合併時までに新たに設置する。 委員は新市で11人。
3 7	休日、夜間診療	村上市の休日急患診療所は現行のまま新市に引き継ぐ。
3 8	夜間、休日救急対策	現行のまま新市に引き継ぐ。
環境衛生分科会		
3 9	集団下水路清掃に対する支援	村上市の例により合併時までに調整する。
4 0	し尿処理	収集形態について 現行のまま新市に引継ぎ、全域を委託方式とする方向で調整する。 収集回数について 利用者の申出により随時収集する。 料金体系について 現行のまま新市に引継ぎ、委託収集移行時に料金を統一する。 手数料の減免 村上市の例により、新市に引き継ぐ。
4 1	合併処理浄化槽	設置補助基準 特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外で、市長が特に認めた特定の住宅等を補助対象とする。 維持管理費補助 合併時に廃止する。
4 2	ごみ処理	分別数について 現行のまま新市に引き継ぐが、新ごみ処理施設の稼動時に分別数を統一する。 収集方式について 現行のまま新市に引き継ぐ。 収集回数について 現行のまま新市に引継ぎ、地域の実情を考慮し収集回数を調整する。
4 3	ごみ処理手数料	処理手数料 現行のまま新市に引き継ぐ。 手数料の減免 減免対象は、生活保護世帯、紙おむつ助成対象者、清掃等ボランティア活動を行う個人または団体とする。
4 4	生ごみ処理	補助対象物件等について 補助対象をコンポスト容器、EM密封容器、電動生ごみ処理機とする。 補助基準の設定について 補助限度額：コンポスト容器 3,000 円/台 EM密封容器 1,000 円/台 電動生ごみ処理機 購入費の1/3以内で 20,000 円/台まで
4 5	火葬場	管理運営方法について 関川村、鶴岡市と協議のうえ、3施設とも新市に引き継ぐ。

No.	調整項目	調整方針概要
	火葬場	<p>寝棺（使用料） 現行のものとは違う、新たな方向で調整する。鶴岡市と関川村との協議が必要。 年齢区分は15歳以上、8歳以上15歳未満、8歳未満の3段階とし、管外は管内の2倍とする。</p> <p>15歳以上 : 管内 15,000 円 8歳～15歳未満 : 管内 10,000 円 8歳未満 : 管内 5,000 円</p> <p>死胎（使用料） 管内・管外の区別をしない。死産児は3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。</p> <p>産汚物（使用料） 管内・管外の区別をしない。産汚物は1件3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。</p> <p>傷病汚物（使用料） 管内・管外の区別をしない。傷病汚物は1個3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。</p> <p>改葬及びその他（使用料） 荒川郷火葬場の例により、1件5,000円で統一する。</p>
4 6	公害防止	<p>公害防止条例について 村上市の例により、合併時までに調整する。</p> <p>公害防止協定の締結について 現行のまま新市に引き継ぐが、公害防止条例・規則に基づき協定を整理する。</p>
農業委員会分科会		
4 7	農作業賃金	合併後、1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、一本化した標準額を作成する。
4 8	標準小作料	合併後、1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、一本化した標準額を作成する。
農政分科会		
4 9	農業振興計画	<p>農業振興地域整備計画審議会 委員、任期及び報酬額の調整及び対象案件（計画見直し、除外、編入、用途区分）の調整が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。</p> <p>農業振興地域整備計画（振興計画見直し、計画変更等） 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、速やかに調整する。</p>
5 0	構造政策	<p>認定農業者認定審査会 各市町村ともに審査会を設置しているが、委員の選出区分に相違があるため、合併時までに調整を行う。</p> <p>農業経営基盤強化促進の基本構想 各市町村ともに策定しているが、目標が地域条件等の目標に相違があるため、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>農業経営改善計画の認定（認定農業者） 各市町村ともに年齢制限が異なることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後年齢要件を廃止し、統一した認定基準を策定する。</p>
5 1	中山間地域等直接払い交付金(国・県)	現行のまま新市に引き継ぐ。
5 2	各種団体等に対する補助	<p>村上茶振興対策事業補助金 村上市のみの実施であるが、新市移行後も継続する方向で検討する。</p> <p>特産品開発・出荷奨励事業 山北町のみの実施であるが、新市移行後も継続する方向で検討する。</p> <p>農産物消費拡大補助金 現行のまま新市に引き継ぐが、事業内容については合併後検討する。</p> <p>補助事業に対する上乗せ補助 廃止の方向で検討する。</p> <p>集団牧草地負担金 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ほ場整備事業等償還金補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良区に対する補助金 現行のまま新市に引き継ぐが、各町村で補助金額に差があることから、見直しを図る。</p>

No.	調整項目	調整方針概要
	各種団体等に対する補助	<p>新規就農者支援事業費補助金 朝日村のみの事業を実施しており、継続実施していきたいことから、朝日村の例により調整する。</p> <p>農作物不作緊急融資資金利子補給金 各市町村すべて債務負担行為を行っており、終了するまで継続する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新規就農者確保支援対策事業費補助金（県単） 平成17年度より事業は廃止となっているが、県単事業は事業実施年度から5年後に助成金が発生することから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>転作関係市町村単独補助金 事業推進のため各市町村で独自の補助を実施していることから、合併後新たな方向で調整する。</p> <p>園芸関連単独補助について 神林村のみ事業を実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>畜産関連単独補助(牛)について 村上牛普及のための事業として、継続して取り組む必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>防除事業補助金（単独） 荒川町・神林村で実施しており、補助事業は継続するが、助成額について検討を要することから、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>農業経営基盤強化資金利子補給補助金 現行制度については、利子補給要件が終了するまで継続する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>農業近代化資金利子補給補助金 廃止の方向で検討する。</p> <p>生産組織活動補助（単独） 廃止の方向で検討する。</p>
5 3	生産調整対策	平成19年産米からJA等の生産調整方針作成者が配分することから、合併後、新たな方向で調整する。
5 4	病害虫防除協議会	各市町村とも計画的な病害虫防除のため協議会を設置しているが、負担額が異なることから、新市に移行後、速やかに調整する。
5 5	土地改良事業	<p>ほ場整備事業 県営事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>湛水防除事業 現在神林村において、協議会を設置しており、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ため池等事業 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>農免農道整備事業 荒川町のみ事業を実施しており、事業年度が平成21年度までであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>広域農道事業 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>農地農業用施設災害復旧事業 ほ場条件が異なるため調整は不能であることから、現行のものとは違う新たな方向で調整する。</p>
5 6	農村環境計画	土地改良事業を実施する過程で、必要な計画であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後新たに策定する。
5 7	農業用河川工作物 応急対策事業負担金	現行のまま、新市に引き継ぐ。
5 8	農業関係施設管理 運営	<p>農村環境改善センター管理 農村総合整備モデル事業で整備した施設で住民のコミュニティの場として重要なことから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>上助漕コミュニティセンター 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
5 9	農地・水・環境保 全向上対策	現行のまま新市に引き継ぐ。

No.	調整項目	調整方針概要
林政水産分科会		
6 0	林業振興	地元産杉材利用住宅等建築奨励事業補助金 朝日村の条件を新市に引き継ぐ。 (1棟につき100万円を超える材料購入費に対し10%以内限度額20万円)
6 1	造林事業	分収造林事業 分収年、分収割合が各契約により異なっており、また今までの分収契約は破棄できないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 森林整備地域活動支援交付金制度 森林・林業基本法に基づき、制度で事業化を検討している所もあることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 間伐実施 各市町村の地理的要件から補助事業の区分が異なり、補助の方法に相違があることから、合併後速やかに調整する。
6 2	松くい虫防除対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。
6 3	生産森林組合育成	村上地域振興局で管内の連絡協議会を組織しており、神林村の補助金は廃止の方向で検討する。
6 4	林道事業	林道開設事業(県営) 県事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 林道開設事業(補助) 朝日村のみ該当することから、現行のまま新市に引き継ぐ。 林道改良事業(補助) 各市町村ともに、現在事業実施はないが、今後予想されることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
6 5	林道施設管理事業	各市町村事業を実施しているが、地域独自の取り組み方法が異なるため、合併時までに新たな方向で、調整する。
6 6	水産業振興	利子補給事業 村上市のみ実施しており、総合計画後期基本計画に基づく事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 漁協運営費補助金(海面) 神林村のみ補助しているが、廃止の方向で検討する。 種苗放流事業 村上市のみ実施しており、今後も実施する必要があることから、合併時までに調整する。
6 7	内水面漁業	鮭稚魚放流事業 各河川の鮭増殖事業の実態に基づき、継続実施するが、合併後新市において、補助率を検討する。 その他稚魚放流事業 各河川の種苗放流計画に基づいて補助事業を継続するが、補助内容については新市において調整する。
商工観光分科会		
6 8	大規模小売店対策等	村上市の例により合併時までに調整する。
6 9	物産振興事業	内容は異なるが関係市町村が取り組んでいることから、新市移行後、調整する。
7 0	商業振興	商業振興策 村上市の補助金制度を基本に合併時までに調整する。 露店市場運営管理 市場(定期・臨時)の出店料を村上市の例により合併時までに調整する。 中心市街地活性化基本計画 村上市のみ該当。現行のまま新市に引き継ぐ。
7 1	企業支援	中小企業退職金共済補助制度 廃止の方向で調整する。 中小企業人材養成事業補助 経営体質強化のため、各種研修等受講事業の一部を補助する目的で、村上市のみ実施しており引き続き養成を実施していくことから、現行のまま新市に引き継ぐ。
7 2	商工会振興	市町村によって相違があることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において検討する。

No.	調整項目	調整方針概要
7 3	制度融資	中小企業振興資金 村上市・山北町の例を基に、新たな方向で合併時まで調整する。 中小企業不況対策特別資金等 既存貸付については、現行のまま新市に引き継ぐが、新規貸付について村上市の例により調整する。 産業育成資金 村上市の例により、合併時まで調整する。また、融資委員会等については、委員構成を含め別途調整する。
7 4	観光振興	観光振興計画 新市移行後、速やかに調整する。 観光施設利用料について 各市町村の観光施設の料金について現行のまま、新市に引き継ぐ。
7 5	観光団体支援事業	観光協会の支援 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。 その他の観光団体支援 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後速やかに調整する。
7 6	消費生活センターに関する事務	センターは、村上市のみ設置しており、各町村にも相談窓口はあるが、担当課がまちまちであることから村上市の例によりセンターを設け、相談体制の充実を図る。
建設管理分科会		
7 7	市町村道認定路線基準	村上市の例により合併時まで調整する。
7 8	道路改良事業計画	現行のまま新市に引き継ぐ。
7 9	道路占用料	村上市の例により調整する。 占用料：県徴収条例の市単価同額 減 免：（県と異なる部分）祝祭日、縁日等町内一般にわたる装飾又は施設の占用
8 0	除雪対策	除雪路線・延長 現行のまま新市に引き継ぐ。 除雪実施区分 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、調整を行う。
8 1	急傾斜地崩壊対策	受益者負担金 廃止の方向で調整する。
8 2	河川維持管理	占用料 山北町の例により新市に引き継ぐ。
8 3	法定外公共物	占用料 村上市の例により合併時に調整する。
8 4	私道の整備	廃止の方向で調整する。
国土計画分科会		
8 5	都市計画	都市計画区域 合併後、新市において計画区域を検討し、県と調整を図る。 都市計画道路 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、用途指定との関係で新たな計画を検討する。 用途指定 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新たな計画を検討する。
8 6	開発行為申請	村上市の例により、合併時まで調整する。
8 7	優良宅地申請手数料	村上市、荒川町、神林村の例により合併時まで調整する。
8 8	優良住宅申請手数料	村上市、荒川町、神林村の例により合併時まで調整する。
8 9	歴史的景観保全事業	歴史的景観保全整備事業 歴史的景観保全助成金 その他歴史的景観保全助成金 現行のまま新市に引き継ぐ。
9 0	県営住宅	募集等事務 維持・管理 共同費の徴収 使用料 現行のまま新市に引き継ぐ。

No.	調整項目	調整方針概要
9 1	市町村住宅	募集等事務 維持・管理 共同費の徴収 使用料 現行のまま新市に引き継ぐ
9 2	住宅資金貸付利率・利子補給等	合併時に、廃止の方向で調整する。ただし、預託については既存分が終了するまで行う。
9 3	国土利用計画	村上市の国土利用計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 合併後、国の制度改正にあわせ、新市において策定する。
9 4	広場・遊園地等補助・助成制度	広場、遊園地、プールの設置に対する補助・助成制度（市町村独自）は行わない。 ただし、プールの維持管理、遊具の整備・維持管理等については、新市に移行後、補助する方向で速やかに調整する。
9 5	国土調査	国土調査杭の負担金 全て新市で全額負担する。
9 6	駐車場等	駐車場の維持管理について 駐輪場の維持管理について 駐車場の使用料について 現行のまま新市に引き継ぐ。
上水道分科会		
9 7	上水道事業	検針及び請求について 神林村の例により、合併時までに調整する。隔月検針、毎月請求とする。 検針期間について 朝日村の例により合併時までに統一する。原則的に偶数月の25日～月末の検針とする。
9 8	簡易水道事業	検針及び請求について 上水道同様神林の例により、合併時までに調整する。 隔月検針、毎月請求とする。 検針期間について 上水道同様朝日村の例により、合併時までに統一する。 原則的に偶数月の25日～月末の検針とする。
学校教育分科会		
9 9	教育目標	合併時までに、新市の教育基本構想の中で定める。
100	学区・学級編成	学区・学級編成 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育基本計画に基づき調整する。 スクールバス運行の時期・範囲 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育基本計画に基づき、学区や学校の整備計画等もふまへ、運行基準を再検討する。 小・中学校の通学計画 現行のまま新市に引き継ぐ。 学区外通学許可基準について 合併時までに、村上市の例により、新市の基準を定める。
101	学校整備計画	小学校の整備計画 合併後、教育基本構想に基づく、教育基本計画で定める。 中学校の整備計画 合併後、教育基本構想に基づく、教育基本計画で定める。
102	学校の特色を生かす教育	地域の伝統的文化を取り入れた学習の実施や国際化教育・国際交流などの事業は継続する。
103	不登校児対策	現行のまま新市に引き継ぐが、新市に1箇所、例えば村上市の中央公民館内に不登校対策に関して中心的役割を果たす支援室を設置する。 現在実施している適応指導教室は引き続き開設するが、設置していない町村については、指導員の訪問指導を行い、必要に応じて新たに適応指導教室設置を検討する。
104	学校給食	給食方式 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、地域的バランス等を考慮し効率化を図る。 給食会計 各調理施設（学校・給食センター）で給食会計を管理する。 給食施設の統合が進んだときに、給食の1食あたりの単価を統一する。
105	各種補助	防犯用品購入費等助成 防犯ベル等購入費補助金として、小・中学校在学中、1人1回 購入費の1/2で1,000円を限度として助成する。 中学校自転車通学ヘルメット購入補助 上限価格を設けたうえで、全額補助の方向で調整する。

No.	調整項目	調整方針概要
106	学校教育活動支援	<p>教育活動補助金 朝日村のプール監視報償は廃止する。合併時までに、補助の内容を分類し地域格差が生じないように調整する。</p> <p>クラブ活動費等活性化事業費補助金 合併時までに、現在の補助額に準ずる新たな補助基準を作成する。</p> <p>学力向上に関すること 新市において、現在の学力検査を継続実施し、その結果を教育研究課題として学習計画に反映させる。学習支援するきめ細やかな体制の充実を図る。</p> <p>現在、朝日村で行っている非常勤講師の配置を拡充させ、基礎学力の向上を図る。</p>
107	障害児教育	<p>現行のまま新市に引き継ぎ、通級学級は新市でも行えるよう県に要望する。障害児教育相談室については、新市においてその業務の拡大や、幼稚園・保育園等への対応について検討する。</p>
108	緊急援助資金	他機関の制度利用とし、合併時までに廃止する。
109	私立高等学校学費助成制度	新発田中央高校のみに対する助成制度であることから、合併時までに、各市町村で廃止する。
110	奨学金制度	<p>現行の奨学金制度については、廃止する。ただし、既存貸し付け及び償還中のものは現行制度のまま新市に引き継ぐ。新規の貸し付けについては、教育基本構想に基づく、教育基本計画策定の際に検討する。</p>
社会教育分科会		
111	成人式	<p>新市全体の成人式を、8月15日に開催する。</p> <p>対象者は、当該年度に20歳を迎える市民及び市出身者とする。</p>
112	各種団体等に対する補助	<p>青少年健全育成団体への補助金 現行補助制度をそのまま引き継ぐが、合併後すみやかに新市民会議を立ち上げ調整する。</p> <p>青少年団体への補助金 対象年齢や活動内容も異なるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>女性団体への補助金 新市に移行後、組織の一本化に努めることとし、それまでの間は現行制度を継続する。</p> <p>文化団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。</p> <p>伝統芸能等保存団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。</p> <p>その他の社会教育団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。</p> <p>社会教育関係団体以外への補助金 現行制度を新市に引き継ぐ。</p> <p>公民館活動補助金 現行制度を継続し、新市移行後すみやかに新たな制度をつくり調整を図る。</p> <p>国県市町村指定文化財補助金 現行制度を継続し、新市移行後すみやかに調整する。</p>
113	公民館	<p>設置状況 新市移行後は本庁のある朝日村公民館を中央公民館とする。 現市町村の公民館（村上市は現在の中央公民館）を地区館とする。 新市の中央公民館に朝日地区館を置く。 現在、村上市にある4つの地区館は分館とする。</p> <p>維持管理 村上市の例により、合併時までに調整する。 開館時間は、8:30～22:00に統一する。</p>
社会体育分科会		
114	第64回国民体育大会	<p>現行の計画を新市に引き継ぎ、平成21年度開催のため合併前に各市町村の国体準備担当間の調整作業が必要であることから、速やかに組織体制を整え、各競技がスムーズに運営を行うことができるよう、準備作業を行う。</p>